

2022年10月24日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」並びに
「確定拠出年金に関する数理実務基準」及び
「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

前回（2021年12月20日）の改定および制定には反映せずその後の法令通知等の公布発出を受けて反映していくこととした、令和6年12月1日以降に他制度掛金相当額を実質的に27,500円と扱う経過措置に関する取扱いについて、確定拠出年金法施行規則等の改正が行われたことを受け、前回の改定および制定以降に判明した取扱いと併せて、確定給付企業年金に関する数理実務基準及び確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス、並びに、確定拠出年金に関する数理実務基準及び確定拠出年金に関する数理実務ガイダンスの改定の検討を行ってまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、2022年9月27日に改定に関する草案を公開し、2022年10月11日までコメントの募集を行いました。提出されたコメントを踏まえ対応を検討した結果、改定草案の内容で確定することといたしました。

以上